



一 般 廃 棄 物 処 理 業 許 可 証

住 所 豊田市松ヶ枝町三丁目30番地
氏名又は名称 ホームックス株式会社
代表取締役 餅原 幹也

令和5(2023)年2月15日付で申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第4項の規定により、次のとおり許可する。

令和5(2023)年2月15日

みよし市長 小山



許可事業種別	一般廃棄物処理業(収集及び運搬業)
廃棄物の種別	事業系一般廃棄物
許可期限	令和5(2023)年4月1日から令和7(2025)年3月31日まで
許可条件	<ol style="list-style-type: none">1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、施行令、施行規則を遵守すること。2 本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、規則その他市の指示に従うこと。3 法律等が改正された場合、若しくは市長が必要と認めたときは許可を取り消し、条件を変更し、又は別に定める指示をすることがある。4 収集対象は、みよし市内事業所から出る一般廃棄物に限る。5 処分の方法は、尾三衛生組合東郷美化センター(東郷町内)へ搬入するものとする。6 上記5以外の方法において処分をしようとするときは、市と協議の上、市の指示に従うこと。